

# 早急に、高浜原発3・4号の再稼働に反対を表明してください

## 質問・要請書

2017. 5. 9

京田辺市長 石井明三 様

防災を考える京田辺市民の会

避難計画を案ずる関西連絡会

日頃より京田辺市民の安全な暮らしを守るためにご尽力いただき、ありがとうございます。

現在、関西電力は高浜3・4号の再稼働準備を進めています。4月28日から開始した4体のMOX燃料を含む燃料装荷を5月1日に完了し、連休中に原子炉容器の上ぶた取り付け作業、その後に配管漏れ検査等などを実施し、5月18日頃には原子炉を起動して超危険なプルサーマルを開始しようとしています。高浜原発で事故が起これば、30km圏内の美山をはじめ京都府・関西全域に甚大な被害をもたらします。

福井県知事は、4月25日に県庁を訪れた関電社長に対し、無責任にも再稼働を了承しました。しかし関電は、地元のみならず30km圏内住民に対して、説明さえしていません。原発から30km圏内に約12万人が暮らす京都府の意見は無視されたまま、福井県知事の了承のみで再稼働が進んでいます。京都府は4月25日に、再稼働の説明に来た関電に対して、クレーン事故は解決していないため再稼働の説明は受け入れられないと告げ、同意していません。

2月16日、4月7日の京都府7市町地域協議会・幹事会では、関電が示したクレーン倒壊事故の「改善措置」や「総点検結果」に対し、関電の安全管理全体に関する厳しい意見が出され、再度の説明を求めています。市民の申し入れに対して、舞鶴市長や福知山市も、クレーン倒壊事故の納得いく説明と対策が示されない限り、再稼働には反対すると表明されています。〈資料2〉滋賀県知事は既に、高浜3・4号の再稼働に反対を表明されています。

さらに、4月24日に名古屋高裁金沢支部で行われた大飯原発運転差止裁判で、前規制委員会委員の島崎邦彦氏が証人として出廷され、入倉・三宅式による基準地震動は過小評価で再稼働の許可を出してはならないと証言されました。高浜3・4号も同じ方式によって基準地震動が決められており、このまま再稼働すれば、事故の危険が高まってしまいます。

また、実効性のある汚染水対策も取られていません。避難指示が出される可能性が高いU P Z圏でも安定ヨウ素剤の事前配布が実施されておらず、避難弱者の避難手段等も具体化されていません。このように避難計画に実効性もない中で、再稼働が進められることは許されません。

今村前復興大臣は、「自主避難は自己責任」「あちら（福島）でよかった」等の暴言により、厳しい批判を受けて辞任しました。原発事故被害者を切り捨てながら、再稼働が進められていくことに、多くの人々が憤りを感じていることを示しています。

これ以上、原発事故によってふる里を奪われることがないように、日々不安の中で暮らすことがないように、市民ならびに関西一円の命と安全な暮らしを守るため、高浜原発の再稼働に反対を表明してください。

下記の要請事項と質問に答えてください。

#### 要望1 関西電力高浜原発3・4号機の再稼働に反対を表明して下さい。

今年1月に起きた高浜原発でのクレーン倒壊事故は、関電に染み付いた安全性軽視の体質をまたもさらけ出しました。関電が敦賀労基署に提出した「改善措置」は、「暴風等の情報について、日本気象協会からFAXを受領する運用を開始」等です。何をかいわんやです。さらに、関電が4月7日に福井県や京都府等に提出した「総点検結果」では、相も変わらず、「社長が先頭に立った安全最優先の再徹底」「揺るぎない安全文化の構築」等々です。2004年の11名もの死傷者を出した美浜3号機事故以降、関電が述べてきた「安全文化の醸成」を繰り返しているだけです。クレーン倒壊事故は、美浜3号機事故からも、福島原発事故からも何も学んでいないことを示しています。

##### <関電の改善措置>

- ・自然環境の悪化に係る情報（大雨、暴風等）について、日本気象協会からFAXを受領する運用を開始。

「高浜発電所2号機クレーン倒壊にかかる敦賀労働基準監督署からの指導票に対する改善措置の報告について」 3月29日 関電HPより抜粋

この大型クレーン倒壊事故については、福井県知事、そして京都府知事、京都北部30Km圏内市町村でつくる「高浜発電所に係る地域協議会幹事会」（2月16日）でも関電に対し手厳しく批判されています。さらに、地元高浜町の音海区自治会は、2004年8月9日の11名もの死傷者を出した美浜3号機事故に言及し、さらに「東京電力福島第一原発事故の反省を感じ取ることはできません。」「もう、関西電力は取り返しのつかない大事に至る前に、原発から撤退し、別の発電方法への転換を考えられた方が良いではありませんか。」と厳しい意見を関電に提出しました。（資料1）

【質問1】4月13日に滋賀県・京都府に市民が申し入れた際に、両府県とも「総点検結果」は不十分で、再度説明すべきと表明されました。滋賀県は、高浜3・4号の再稼働に反対することも表明されました。また、舞鶴市長は4月20日に関電が説明に来た際に、これでは安全は確保されない旨の発言をされています。

さらに、5月1日に舞鶴市に市民が申し入れた際に、舞鶴市は下記を回答され、関電の安全管理全体が改善されなければ再稼働は認められないと表明しました。

舞鶴の回答：

高浜発電所では、管理区域内における水漏れ、原子炉自動停止、クレーン倒壊等、3つの事故が起きているが、関西電力の安全対策・再発防止策の説明は不十分である。

P A Z区域を有し、住民避難訓練等立地自治体と同等の対策を講じている舞鶴市の理解を得ることなく、3・4号機の再稼働が論じられることは誠に遺憾であり、舞鶴市民の安全・安心を守る市長として、引き続き納得のできる安全対策・再発防止策の説明を求めてまいりたい。

- ①関電の「総点検結果」について、京田辺市では把握・議論をされていますか。
- ②「総点検結果」は不十分で、再稼働は認められないと表明すべきではないですか。

【質問2】地震審査の担当だった前規制委員の島崎邦彦氏の裁判での証言を尊重し、高浜3・4号の基準地震動についても、見直すべきではないですか。そのことを京都府で議論すべきではないですか。

【質問3】クレーン倒壊事故を含め再稼働について、近隣の関西住民に対して、関電・国が説明会を実施し、住民の声を聴くべきではないですか。

---

## 要望2 安定ヨウ素剤の事前配布等を実施してください。

昨年8月27日には、京都府と福井県合同の避難訓練が行われ、宮津市から八幡市にも住民の方が実際に来られました。私たちは、八幡市の避難先体育館で訓練の様子を見学したが、子どもたちがバレーボールの練習しているような中で、緊張感もありませんでした。再稼働の事実上の条件である避難計画の実態がこのようなものでいいのでしょうか。

原発事故時には、避難することと安定ヨウ素剤の服用しか身を守るすべはありません。安定ヨウ素剤の服用については、何よりも事故時に迅速に対応できなければ意味がありません。滋賀県や兵庫県が実施したシミュレーション〈資料3〉では、京田辺市と同様の80km圏でも50～100ミリシーベルトの甲状腺被ばくが予想されています。IAEA（国際原子力機関）の安定ヨウ素剤服用基準は50ミリシーベルト、WHOの子どもたちの服用基準は10ミリシーベルトです。これらからすれば、京田辺市でも安定ヨウ素剤が必要です。京田

辺市は、必要になったときには京都府に連絡して安定ヨウ素剤を配布できるようにすることでしたが、間に合うのでしょうか。

若狭の原発からおよそ50km圏の兵庫県篠山市のホームページには、「事故が発生した際には篠山市にも影響が及ぶことが想定されています。そこで、篠山市では、甲状腺の被曝を防ぐ効果のある「安定ヨウ素剤」を事前配布しています。」とあります。

福島県内の甲状腺がんは、悪性・その疑いがある子どもは185名（一人は良性）と公表されていました。しかし実際には、大人も含めて1082名もの人々が甲状腺がんの手術を受けていたことが明らかになっています。さらに、千葉県等でも子どもの甲状腺がんの発症が確認されています。このように、福島第一原発の30km圏外でも子どもたちに甲状腺がんが見つかっており、京田辺市でも安定ヨウ素剤の事前配布は重要な意味を持つことが明らかです。

【質問4】同じ宮津市からの住民の受け入れ先である八幡市とは、昨年8月の訓練の反省や教訓を共有されていますか。

- ① 共有されている場合、その内容はこういったものですか。
- ② 共有されていない場合、その理由をお聞かせください。

【質問5】京田辺市において、原子力災害避難計画に基づく訓練実施を予定されていますか。

【質問6】安定ヨウ素剤の配布について、前回の回答では、「備蓄はせず、事故が起きて必要になれば京都府と相談する」ということでした。

その後の篠山市の対応や福島県における甲状腺がん発症例などを受け、京都府と再検討を行なわれていませんか。

【質問7】

福島県には事故当時大量の安定ヨウ素剤が備蓄されていましたが、ほとんど配布されませんでした。下記の日本医師会ガイドブックにあるように、早期の服用が必要で、そのためには事前に配布されなければ意味がありません。

京田辺市でも、安定ヨウ素剤の事前配布が必要ではないですか。とりわけ子どもたちに対しては、事前配布が必要ではないですか。

安定ヨウ素剤の服用時期と効果

放射性ヨウ素に曝露する24時間前	90%以上の抑制効果
放射性ヨウ素に曝露した8時間後	40%の抑制効果
放射性ヨウ素に曝露した24時間後	7%の抑制効果

日本医師会「原子力災害における安定ヨウ素剤服用ガイドブック」より